

事務所ニュース



平成 27 年 7 月号

◆ トピックス

○ 労働紛争の解決内容・解決金額などを検索できるサイトを開設／厚生省

リーマンショック以降、個別労働紛争の発生件数は高止まりしていますが、一般の労働者にはどのような紛争解決手段があるのかがあまり知られていません。そこで厚生労働省では「個別労働関係紛争の解決状況」というサイトを立ち上げ、個別労働紛争の解決手段とその解決の傾向などについての情報提供を開始しました。

その中に設置されたのが、個別労働関係紛争の解決状況確認ツールです。以下の条件を設定すると、その条件にあった事件の解決内容（あっせん、労働審判、和解）、制度利用期間、金銭解決の場合の解決金額を調べることができます。

【設定する条件】

- (1) 事案の内容（普通解雇、整理解雇、懲戒解雇、その他雇用終了、いじめ・いやがらせ、労働条件引き下げ）、
- (2) 残業代請求の有無、
- (3) 労働者の性別、(4) 労働者の雇用形態、
- (5) 労働者の勤続年数、(6) 労働者の役職、
- (7) 労働者の月額賃金、(8) 企業の規模

対象となっている紛争事案は、都道府県労働局のあっせん事案 853 件、労働審判の調停・審判事案 452 件、民事訴訟の和解事案 193 件となっています。労働者がトラブル発生時にあっせんや労働審判などに簡単に辿り着き、その解決金額の相場を知ることでどのような影響が出るのか注目されます。労働紛争の解決状況確認ツールはこちら↓

http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/funsou/funsou_tool

○ IT企業・多重派遣で事業停止命令／東京労働局

東京労働局（西岸正人局長）は6月16日、シス

テムエンジニアの多重派遣を行ったとして、特定派遣元事業主でIT企業の(株)アルバドア（東京都中央区）に対し、労働者派遣法に基づき17日から2週間の事業停止および事業改善を命令しました。他社から受け入れた労働者を「出向」などと称して最終供給先の通信サービス提供会社に送り込んでいましたが、実態は職業安定法で禁止されている労働者供給事業の状態でした。

多重派遣に関与した派遣元は10社に及び、このうち、他社が雇用する労働者をアルバドアに派遣した一般派遣元事業主(株)アクセントキーテクノロジー（東京都港区）にも事業改善を命じました。

厚生労働省の発表資料はこちら↓

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000088779.html>

◆ 助成金研究室

○ キャリアアップ助成金（多様な正社員コース）

勤務地・職務限定正社員、短時間正社員への転換、直接雇用等を実施した事業主に支給されます。

①勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定し、適用した場合： 1事業所あたり 40万円

②有期契約労働者等を勤務地・職務限定正社員または短時間正社員に転換または直接雇用した場合： 1人あたり 20万円

③正規雇用労働者を短時間正社員に転換、または短時間正社員の新たな雇い入れを実施した場合： 1人あたり 20万円

※対象労働者が、派遣労働者や母子家庭の母、父子家庭の父の場合は加算があります。

◆ 事務所からひとこと

労働保険年度更新、社会保険算定基礎届の手続きはお済みですか？どちらも7/10(金)までです。

採用から退職まで 人事・労務のコンサルタント

鈴木労務コンサルタント事務所

特定社会保険労務士 鈴木 恵子

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-13-5 鈴木ビル3F

TEL:03-5919-1230 FAX:03-5935-7220

E-Mail: info@suzuki-consultant.com

URL: <http://suzuki-consultant.com/>